改正後	改正前
⑻　ローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。 （記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」	⑻　ローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。 （記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」
［⑼・⑽　略］	［⑼・⑽　同左］
［24～37　略］	［24～37　同左］
別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	**別表第二号の四**　［同左］
［様式略］	［様式同左］
［注１～16　略］	［注１～16　同左］
17　16の欄は、次によること。	17　［同左］
［⑴～⑶　略］	［⑴～⑶　同左］
⑷　携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。 　また、ローカル５Ｇの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。	⑷　携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。 　また、ローカル５Ｇの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。
［⑸～⑾　略］	［⑸～⑾　同左］
［18～29　略］	［18～29　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局運用規則の一部改正）

第四条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　固定業務、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局、簡易無線局並びに非常局の運用	第四章　［同上］
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局並びにローカル５Ｇの基地局の監視制御等（第百三十七条の二）	第三節　携帯無線通信を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及びローカル５Ｇの基地局の監視制御等（第百三十七条の二）
第四節　混信の防止（第百三十七条の三）	
［第五章～第十章　略］	［第五章～第十章　同上］
附則	附則